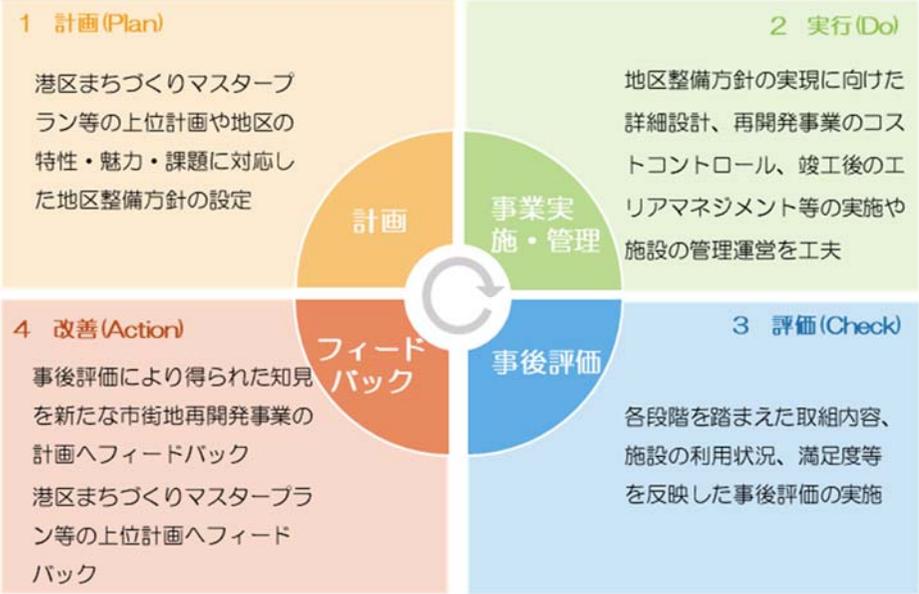


市街地再開発事業に係る事後評価制度 見直し案（第2章の一部抜粋）

（赤字は見直し部分）

見直し案	現行
<p data-bbox="163 316 1037 352">第2章 港区市街地再開発事業に係る事後評価制度について</p> <p data-bbox="163 405 539 442">1 事後評価制度導入の目的</p> <p data-bbox="163 448 1176 719">市街地再開発事業の事後評価制度導入の目的は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をを図ることを目的として実施される市街地再開発事業において、その目的の達成状況等を港区におけるまちづくりの視点を交えて評価し、事業効果の発現状況等を把握・分析することで、評価対象事業における改善措置の必要性や、港区における今後のまちづくりに資する情報を把握することです。</p> <p data-bbox="163 735 1176 959">港区のまちづくりに関しては、「港区まちづくりマスタープラン」において、市街地再開発事業の目的も内包した土地利用や道路、防災、景観、文化など8つの分野別の方針が示されており、港区の事後評価では、これら8つのまちづくりの方針を基に、港区が目指すまちの将来像の実現への貢献度等を踏まえて評価します。</p> <p data-bbox="163 975 1176 1150">事後評価制度を導入することにより、港区内における市街地再開発事業の計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルを構築し、社会情勢の変化への迅速な対応や、より効果的かつ効率的なまちづくりを可能とします。</p> <p data-bbox="163 1166 1176 1342">事後評価で得られた知見は、新たな市街地再開発事業の計画に対する支援・指導の際にフィードバックするとともに、評価結果を広く社会に公表することで、これから再開発計画を策定する準備組合等の施行予定者の自主的な取組みを促します。</p>	<p data-bbox="1202 316 2076 352">第2章 港区市街地再開発事業に係る事後評価制度について</p> <p data-bbox="1202 405 1579 442">1 事後評価制度導入の目的</p> <p data-bbox="1202 448 2076 576">市街地再開発事業の事後評価制度導入の目的は、市街地再開発事業により整備した『公共施設』や『建築物や建築敷地』の事業効果を確認し評価することです。</p> <p data-bbox="1202 592 2076 767">事後評価で得られた知見は新たな市街地再開発事業の計画に対する支援・指導の際にフィードバックするとともに、評価結果を広く社会に公表することで、これから再開発計画を策定する準備組合等の施行予定者の自主的な取組みを促します。</p> <p data-bbox="1216 975 2076 1011">（注：PDCA サイクルに係る記載部分は、現行の第3章から転記。）</p>

見直し案	現行
<p>■PDCA サイクル</p>  <p>The diagram illustrates the PDCA cycle with four quadrants: 1. Plan (Plan), 2. Do (Do), 3. Check (Check), and 4. Action (Action). A central circular arrow indicates a continuous cycle. The 'Action' quadrant includes a 'Feedback' loop back to the 'Plan' stage.</p> <p>1 計画(Plan) 港区まちづくりマスタープラン等の上位計画や地区の特性・魅力・課題に対応した地区整備方針の設定</p> <p>2 実行(Do) 地区整備方針の実現に向けた詳細設計、再開発事業のコストコントロール、竣工後のエリアマネジメント等の実施や施設の管理運営を工夫</p> <p>3 評価(Check) 各段階を踏まえた取組内容、施設の利用状況、満足度等を反映した事後評価の実施</p> <p>4 改善(Action) 事後評価により得られた知見を新たな市街地再開発事業の計画へフィードバック 港区まちづくりマスタープラン等の上位計画へフィードバック</p>	